いわて木づかい住宅普及促進事業 PR業務

業務仕様書

令 和 4 年 3 月 岩 手 県

いわて木づかい住宅普及促進事業PR業務 業務仕様書

この「業務仕様書」(以下「仕様書」という。)は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「いわて 木づかい住宅普及促進事業PR業務」(以下「本業務」という。)の受託候補者の選定に関し、県が契約 する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加 しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

(1) 業務目的

令和4年度の「いわて木づかい住宅普及促進事業」の実施について、県民や工務店等に広く周 知し、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(2) いわて木づかい住宅普及促進事業の概要

① 事業の趣旨

県産木材の利用を促進するため、県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援します。

② 事業内容

- (ア) 住宅新築
 - a 基本額:住宅ローンを活用した住宅新築に対し県産木材の使用数量に応じ補助

(想定戸数 130 戸)

- JAS等加算:県産木材の使用数量に対し、JAS材及び森林認証材の使用数量が 50%以 上かつ県産木材の使用数量が 10 m³以上使用した場合に補助(想定戸数 50 戸)
- c 次世代木材利用創出加算:18歳未満の子どもがいる世帯に対し補助(想定戸数100戸)
- (イ) リフォーム
 - a 基本額:住宅リフォームに対し県産木材の使用数量に応じ補助(想定戸数10戸)
 - b 次世代木材利用創出加算:18歳未満の子どもがいる世帯に対し補助(想定戸数3戸)

③ 事業対象

令和4年4月1日以降に工事着手した住宅

④ 事業実施主体

岩手県木材産業協同組合(施主への間接補助)

⑤ 補助率

定額

(ア) 住宅新築

(+14.	/2 1/
岩手の家づ	

(畄位 · 万田)

	いわて木づかい住宅普及促進事業			《参考》住みたい岩手の家づ						
県産木材	(林業振興課)			· 上產木材 (林業振興			くり促進	事業(建築	築住宅課)	合計
使用量 (m³)	基本額	JAS 等	次世代	計	省エネ	バリアフリ	計	口司		
	基	加算	加算	司	加算	一加算	訂			
5~10	15		30	45	1	_	0	45		
10~15	25	10	30	65	1	_	0	65		
15~20	40	10	30	80	10	10	20	100		
20 以上	45	10	25~30**	80~85	10	10	20	100		

※補助額(合計)の上限は、100万円であるため、上限を超える場合は25万円となること。

(イ) リフォーム

(単位	:	万円)
(•	/ 2 1/

県産木材	いわて木づかい住宅普及促進事業 (林業振興課)			(林業振嗣課) 〈 N 促准事業 (建筑住字課)			∧ ⇒1	
使用量(m³)	基本額	JAS 等 加 算	次世代 加 算	計	省エネ 加 算	バリアフリ 一加算	計	合計
0.15~5	10	_	_	10	10	10	20	30
5以上	20		5	25	10	10	20	45

- **⑦ 令和4年度当初予算額** 86,983 千円
- (3) 業務内容
 - ① いわて木づかい住宅普及促進事業 PR用リーフレット作成、発送
 - ② テレビCMによる情報発信
 - ③ その他、応募者が企画提案するウェブを活用した情報発信
- (4) 委託期間 委託契約締結日から令和5年3月17日(金)まで
- (5) 委託料上限額 2,901,800 円以内(税込)
 - ※ 予算額に変更が生じた場合は、速やかにその件を連絡する。また、令和4年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

2 仕様詳細

(1) いわて木づかい住宅普及促進事業 PR用リーフレット等作成

目 的	「いわて木づかい住宅普及促進事業」の内容の周知を図る。
委託 内容	本補助制度の周知用リーフレットの作成に係る企画・デザイン、印刷、発送、経費の支出までの一連の業務とする。 (1) 「いわて木づかい住宅普及促進事業」PR用リーフレット(工務店等向け) 【規格】A4判8ページ(両面、カラー印刷) ※ A3両面カラー印刷2枚を2つ折り中綴じ 【部数】6,000部 (2) 「いわて木づかい住宅普及促進事業」PR用リーフレット(一般県民向け) 【規格】A4仕上がり6ページ(三つ折り)(両面、カラー印刷) 【部数】10,000部 (3) PR用リーフレット発送業務(仕分け、梱包、発送) 【内容】リーフレットを県が指示する複数の箇所に発送 宛名のデータと発送用の封筒は県が準備して提供 【発送先】260箇所 ○工務店等向けリーフレット(カッコ内は、1箇所当たりの送付部数)関係団体・機関 約40箇所(50~100部程度) 行政機関 約60箇所(10~20部程度) 工務店 約50箇所(10 部程度) 一般県民向けリーフレット(カッコ内は、1箇所当たりの送付部数)子育て支援施設 約100箇所(10 部程度) 関係団体・機関 約40箇所(50~100部程度) 関係団体・機関 約40箇所(50~100部程度) 関係団体・機関 約40箇所(10 部程度)
	工務店 約 50 箇所 (20 部程度)
企画提案 内 容	(1) 制作スケジュール(契約後速やかに製作し納品すること。) (2) 上記周知資料仕上がりイメージ(ラフデザイン、写真部分等は絵コンテでも可。)
留意事項	(1) 制度の詳細については、受託者に県から資料を提供する。 (2) 資料に掲載する写真等は、原則受託者の取材によるものとするが、必要に応 じ、県が提供する。

(2) テレビCM

H 11.	県内に居住する者に対し、「いわて木づかい住宅普及促進事業」の内容に関する情報					
目的	発信を行い、制度周知を図ること。					
	テレビCMに係る企画、素材収集、制作、放送、経費支出等までの一連の業務。					
	(1) CM内容					
	① 企画・制作テーマ いわて木づかい住宅普及補助金制度の周知					
	② 制作内容 15 秒のテレビCMとすること。					
	(2) 放送について					
	上記CMを県内民放4局(IBC、TVI、MIT、IAT)の合計放映					
	時間数を1本15秒で本数換算し、80本以上放映すること。					
	(3) 放映期間					
	① 2週間以上の放映期間とすること。					
委託内容	② 住宅関連イベント等の開催が予想されるゴールデンウィーク前からの放					
	映開始期間とすること。					
	(4) 電子記録媒体の提出					
	上記CM放送内容を記録した電子データを岩手県公式動画チャンネル					
	(YouTube)で配信可能なファイル形式に変換し、USBメモリ等の記録媒体に					
	保存した上で納品すること。					
	記録ファイル形式は発注者と協議の上決定すること。					
	(5) 業務報告書の提出					
	上記業務完了後は、業務実績を記載した任意様式による報告書を作成し、					
	提出すること。 (1) 放映期間におけるCM放送本数、放送局毎の配分は任意とするが、原則と					
	して特定の時期や局に著しく偏らないこととし、企画提案時に内訳を明らか					
	にすること。					
	(2) CM放送本数の配分は任意とするが、企画提案時に放送本数を明らかにす					
	ること。					
	(3) 放送時間帯は6時~24 時の間とし、企画提案時に放送時間帯別の放送本数					
	を明らかにすること。なお、特定の時間帯に集中しないようにすることとし、					
	より多くの県民の目や耳に触れるような時間帯での放送を提案すること。					
留意事項等	(4) CM構成を絵コンテ等により企画提案すること。					
	(5) CM映像は、県がその目的を達成するための範囲内において、二次利用が					
	想定されるため、出演者の肖像権やBGM等に関する著作権等の権利関係の					
	処理を行うこと。					
	また、CM撮影に伴い、法令等に基づく許認可、届出等が必要となる場合					
	は、必要な手続きを行うこと。					
	(6) CM出稿による各放送局からのパブリシティ等が提案できる場合は明らか					
	にすること。					

(3) ウェブによる情報発信

検索サイトや各種SNSへの広告等を活用した広報を提案すること。

目的	県内外に居住し本県に住宅建築等を考えている者や子育て世代が目にする機会の 多いウェブを活用し、「いわて木づかい住宅普及促進事業」の制度の周知を図ること。
委託内容	ウェブを活用した情報発信に係る企画、制作、経費の支出までの一連の業務。
企画提案	(1) 制作スケジュール
内 容	(2) 上記各種仕上がりイメージ
留意事項	資料に掲載する写真等は、原則受託者の取材によるものとするが、必要に応じ、県 が提供する。

(4) 自由提案

コンペ参加者は、「いわて木づかい住宅普及促進事業」について、一層の制度周知を図るため、必要と考える企画内容を自由提案できるものとする。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第 三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記(1)②により受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等(以下、「成果品等」という。)は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があり、その場合において、著作者の名誉・声望を 害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。 その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者(再委託先を含む)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者(再委託先を含む)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。